

住宅リフォーム宮クーポン事業の手続きについて

募集要件

- ①申請者が、富士宮市内に所有(同居の家族含む)かつ居住(転居予定を含む)している住宅の工事であること。
- ②申請者本人は、富士宮市に住民登録があり、市税の滞納がないこと。また、同一世帯による重複申請でないこと。
- ③過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けたことのない住宅を対象としたリフォームであること。(ただし、三世代同居リフォームについては、1回に限り過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けた住宅も対象とします)
- ④平成30年4月1日以降に着工する住宅機能の維持及び向上のために行う30万円以上の改築、改装工事であること。(消費税及び地方消費税含む)
当該工事に富士宮市が行う他の補助制度を利用した場合、重複部分は補助の対象となりません。
※ 対象となるリフォーム工事は表3を参照。
- ⑤富士宮市内に本社又は本店が登記されている法人若しくは、当市に納税申告している個人の住宅関連施工業者による施工であること。出先、営業店等の場合は対象となりません。
※ 元請け施工業者が必ず上記条件に合致すること。
- ⑥要件のどれか一つでも満たさなかった場合、宮クーポンの交付が取消または返還になることに同意すること。

申請時の提出書類 ※予算枠 3,960万円に到達した時点で締め切ります。

- ① 事業申請書
- ② 工事の見積書【申請者の宛名は氏名(フルネーム)とする。業者押印のあるもの】写しでも可
見積書については、関連する工事を含め、全ての工事が確認できるものをご提出ください。
- ③ 工事の施工前の写真 (主要箇所1枚)

完了報告時の提出書類

- ① 完了報告書兼宮クーポン交付請求書 ※7月2日(月)以降、交付決定後に郵送します。
- ② 市税完納証明書【市役所収納課(富士宮市役所1階)にて7月2日(月)以降に発行されたもの】
- ③ 対象工事代金の領収証【申請者の宛名は氏名(フルネーム)とする。業者押印のあるもの】写しでも可
領収証については、関連する工事を含め、全ての工事が確認できるものをご提出ください。
- ④ 対象工事の工事完了写真 (主要箇所1枚) ※施工前と同じ場所で工事完了後撮影のものに限ります。
- ⑤ 利用者アンケート (1枚)
- ⑥ 増築の場合、建築基準法に基づく検査済証の写し

宮クーポンの交付 ※10万円分

完了報告書兼宮クーポン交付請求書提出後、書類審査の上で申請書のご住所へ郵送します。

宮クーポンの利用期間

平成30年8月1日～平成31年1月31日 ※平成31年2月1日以降は使用できません。

事業申請書、完了報告書兼宮クーポン交付請求書の押印は同じ印鑑をご使用ください。

(問い合わせ)

富士宮商工会議所 0544-26-3101

<住宅リフォーム(一般)宮クーポン事業の流れ>

